

## 埼玉観光サポートデスク（仮称）設置・運營業務委託 企画提案競技実施要項

### 1 企画提案の目的

一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下、「協会」という。）は、東京都から近いという埼玉県のポテンシャルを生かし、都内に滞在もしくは滞在予定の外国人旅行者等を埼玉県へ誘客することを目的に、相談・セールス対応窓口として、新たに「埼玉観光サポートデスク（仮称）（以下、「デスク」という。）を設置する。

そのデスクの設置及び運營業務について、専門的知識及び技術を有し、当該業務を行う者を企画提案競技により選定する。

### 2 募集概要

#### (1) 業務名

埼玉観光サポートデスク（仮称）設置・運營業務  
（以下「本業務」という。）

#### (2) 契約期間

契約の日から令和6年3月31日（日）まで

#### (3) 業務内容

別紙「埼玉観光サポートデスク（仮称）設置・運營業務委託 仕様書」のとおり  
（以下「委託仕様書」という。）

#### (4) 委託上限額

44,000,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

### 3 参加資格・条件

企画提案に参加する者は、別紙1「企画提案参加意向届」を提出した者で、次の項目をすべて満たす者とする。

(1) 国・地方公共団体・DMO・観光協会等から、海外現地プロモーション事業・セールス事業やインバウンド事業などの受託経験などを有する者。

(2) 次のア～オのいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 埼玉県から指名停止措置、入札参加停止措置を受けている者。

ウ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。

エ 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続き中である者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者。埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成25年4月1日)に基づく入札参加除外措置を受けている者。

#### 4 企画提案募集から受注者決定までの手続き

##### (1) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、令和5年3月14日（火）15時までに別紙2「質問書」に記入の上、メール（h\_tsujimura@saitamadmo.org）に送付すること。質問があった事項については、令和5年3月16日（木）に「ちょこたび埼玉」の「新着情報」で公開する。（URL：<https://chocotabi-saitama.jp/topics>）

※メール送信後に受信確認の電話（048-647-0500）をすること。（受付時間 9時～17時）

##### (2) 企画提案競技参加表明

参加される場合は、別紙1「企画提案参加意向届」を令和5年3月20日（月）15時までにメール（h\_tsujimura@saitamadmo.org）で提出すること。

※メール送信後に受信確認の電話（048-647-0500）をすること。（受付時間 9時～17時）

##### (3) 企画提案書等の提出

下記書類①～④（正本1部、副本4部及び電子データ（PDF））を提出すること。

様式は任意とするが、サイズはA4版で作成すること。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 企画提案書</li><li>② 見積書</li><li>③ 会社概要</li><li>④ 過去の実績一覧及び実績を証明する書類</li></ul> |
|---|

##### ア 提出期限

令和5年3月22日（水）15時必着 ※郵送または持参

##### イ 提出先

一般社団法人埼玉県物産観光協会 DMO 推進課

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5階

#### 5 企画提案書等の提出書類について

##### (1) 企画提案書について

企画提案書には、委託仕様書の内容を踏まえ、以下のア～カの内容を必ず記載すること。

なお、A4版20ページ以内で作成すること。

ア 委託仕様書の5の「業務の内容」に基づく、理念と基本方針

イ 委託仕様書の5の「業務の内容」に基づく、実施内容、方法、及び本事業のKPI

KPIの項目については、各業務のアウトプット（特設サイトPV数、セールスの訪問回数、モデルルート掲載数、問い合わせとその対応内容の実績一覧等）だけでなく、それによる成果についても企画提案書にて提示すること。

ウ 特設サイトのイメージ案

エ 業務実施スケジュール

オ 業務実施体制（各担当者のスキルや実績、常勤・非常勤の区別も含む）

※準備期間と設置後の体制が異なる場合は、それぞれの体制を記載すること。

※具体的に担当者が決まっていない場合は、想定される人材のスキルや実績を記載すること。

※協会と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。

※全体のスケジュール管理などを行う、業務責任者を明記すること。

カ その他、改善案等の独自追加提案、必要と思われる事項

※提案書の作成に際しては、「委託仕様書の内容を具体化したもの」「独自で追加提案するもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

(2) 見積書について

以下の見積書を PDF データで提出すること。

本事業費に関わる見積書

※上限金額を超えての提案は失格となります

※代表者印を押印すること

※必要な経費の内訳を記載すること

(各業務のそれぞれの経費内訳が分かるようにすること。)

(3) 過去の実績一覧及び実績を証明する書類について

3 (1) を証明するために受託実績一覧等を提出すること。なお、一覧のうち、提供可能な実績を証明する書類(契約書、完了検査結果通知等の写し)を併せて提出すること。

実績証明書類は、2 件以上の実績がある場合、直近 2 件までの提出で可。

## 6 事業者の選考方法

当該実施要項に基づき提出された企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを行い、委託者により「7 選定にあたっての審査基準」に基づいて内容の審査をおこない、事業遂行能力や企画能力、見積価格等を総合的に審査して最優秀提案者を契約先候補者に選定する。

ただし、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類審査を実施し、5 者程度を選定することとする。その場合は、プレゼンテーションの参加可否について、企画提案書を提出した全事業者に対し、令和 4 年 3 月 23 日(木) 15:00 までに連絡する。

選考の経緯、内容についての問合せには応じず、また、選考結果に対する異議申立は受け付けない。

### ●プレゼンテーション審査の実施概要

(1) 日時 : 令和 4 年 3 月 24 日(金) 午後を予定

(書類選考が入る場合は後ろ倒しにする可能性あり)

(2) 方法 : テレビ会議システム「zoom」を使用したオンラインでのプレゼンテーション審査

(3) 持ち時間 : 30 分(説明 10 分以内、質疑応答 20 分以内)

(4) 参加人数 : 1 社につき 2 名までとする。

(5) 内定通知 : 令和 4 年 3 月 29 日(水) までに通知する。

(6) その他 : プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容とし、詳細を把握している担当者が行うこと。テレビ会議システム「zoom」の使用環境は事業者が準備すること。

## 7 選定にあたっての審査基準

主に、以下(1)～(9)に対して評価を行う。

- (1) 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
- (2) 実施スケジュールは実現可能なものか。
- (3) 目標値の設定、達成方法が現実的かつ有効な内容か。
- (4) 業務実施体制が整っており、適切で柔軟な対応ができるか。
- (5) 独自の視点やアイデアが盛り込まれているか。
- (6) サイトの運用保守・管理の実績があり、効果的な運営や情報発信について十分な知識と経験、ノウハウを有しているか。また、サイトのデザイン、レイアウト等が見やすく、興味・関心を引きつけるような工夫がなされているか。
- (7) インバウンド向けのプロモーションやセールス活動などのノウハウや業務を遂行していく上で必要とされるコネクションなどを有しているか。
- (8) 結果を分析した上で、効果検証を的確に実施できるか。
- (9) 提案内容に対して、妥当な経費が提示されているか。経費の内訳が適切か。

## 8 契約の締結

審査により最優秀提案者と判断された者と協議の上、契約を締結する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

## 9 契約保証金

埼玉県物産観光協会財務規則第69条により、契約金額の100分の1以上とする。ただし、契約の履行が確実と認められるときには免除とする。

## 10 その他の留意点

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限に遅れた場合は失格とする。
- (4) 企画提案に係る不正や著作権侵害など、法律に違反する行為が判明した場合には失格とする。また、受託事業者として決定した後、不正等が判明した場合には決定を取り消すこととする。
- (5) 企画提案書等の提出は、1提案者につき1提案に限る。
- (6) 本業務の実施に当たっては、協会と十分に協議を行いながら進めることとする。
- (7) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、協会に帰属する。
- (8) 提出された提案書等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。
- (9) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し  
緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を協会に請求することはできない。

一般社団法人 埼玉県物産観光協会

DMO推進課（担当：辻村）

電話：048-647-0500

e-mail：[h\\_tsujimura@saitamadmo.org](mailto:h_tsujimura@saitamadmo.org)